

社会医療法人 新潟勤労者医療協会 定 款

第 1 章 名 称 及 び 事 務 所

- 第 1条 本社は、社会医療法人新潟勤労者医療協会（略称を新潟勤医協とする）という。
第 2条 本社は、事務所を新潟市秋葉区東金沢1459番地 1 におく。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

- 第 3条 本社は、わが国の医療制度が勤労者にとって十分なものでないため、多くの勤労者と共同してわれわれ自身の医療機関及び訪問看護ステーション、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、病児デイサービスセンターを運営し地域社会の医療と保健衛生についての社会化民主化のための運動を行うことを目的とする。
- 第 4条 本社の経営する病院、診療所、歯科診療所、介護老人保健施設の名称及び開設場所は次の通りとする。
- | | |
|--------------|---------------------|
| 下越病院 | 新潟市秋葉区東金沢1459番地 1 |
| 沼垂診療所 | 新潟市中央区沼垂東6丁目4番12号 |
| ときわ診療所 | 新潟市東区空港西1丁目15番17号 |
| 坂井輪診療所 | 新潟市西区寺尾東3丁目8番35号 |
| 舟江診療所 | 新潟市中央区入船町3丁目3629番地1 |
| かえつクリニック | 新潟市秋葉区田家2丁目1番30号 |
| かえつ歯科 | 新潟市秋葉区中沢町1番25号 |
| 介護老人保健施設おぎの里 | 新潟市秋葉区荻野町3番8号 |
| 介護老人保健施設 入舟 | 新潟市中央区入船町3丁目3629番地1 |

2. 本会社が新潟県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院の名称は次の通りとする。

新潟県医療計画に記載された災害医療 下越病院

- 第 5条 本社は、前条に掲げる病院、診療所、歯科診療所、介護老人保健施設を運営するほか、指定訪問看護ステーション、居宅介護支援事業、地域包括支援センター、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、病児デイサービスセンターを運営する。
- 第 6条 本社は、第 4条、第 5条に掲げる事業のほか収益事業として不動産賃貸業、及び、介護職員等の喀痰吸引等研修事業を行う。
- 第 7条 本社は、第 3条に掲げる目的を達成するため第 4条、第 5条、第 6条に掲げる事業を運営するほか次の事業を行う。
- (1) 社員及び従業員ならびに一般大衆の健康管理のための事業
 - (2) 社員及び従業員ならびに一般大衆に対する教育宣伝の事業
 - (3) 医療技術の向上のための事業
 - (4) 医療保障拡充のための運動及びその調査研究等の事業
 - (5) 保健衛生に関する事業
 - (6) 指定居宅介護支援事業に係わる訪問調査の受託等老人保健、福祉に関する事業
 - (7) 社会福祉法第二条第三項第九号及び第十号に基づく生計困難者のための諸事業
 - (8) その他目的達成のための諸事業

第 3 章 社 員

- 第 8条 本社の社員中、親族等の数は、社員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 第 9条 本社の社員になろうとするものは、社員総会の承認を得なければならない。
2. 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。
- 第10条 社員は下記の理由により資格を失う。
- (1) 退社
 - (2) 死亡
 - (3) 除名
- 第11条 社員であってこの定款に違反し、又は本社の信用を失わせるような行為のあったものは、社員総会の議決を経て除名することが出来る。

2. 前項の場合は、社員総会の開かれる5日前までに社員に対しその旨を通知し、社員総会で弁明する機会を与えなければならない。
 3. 除名は、除名した社員にその旨を通知しなければならない。
- 第12条 前条に定める場合の外、やむを得ない理由のあるときはその旨を理事長に届け出て、理事会の承認を得て退社することができる。

第 4 章 資 産

- 第13条 本社の資産のうち別表目録に掲げる財産を基本財産とする。
2. 基本財産は処分してはならない。但し、特別の理由がある場合は社員総会の議を経て処分することができる。
- 第14条 本社の資産は、社員総会で決めた方法によって理事会が管理する。
2. 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。
 3. 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。
- 第15条 資産のうち現金は確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。
- 第16条 本社の予算は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第17条 理事長は毎会計年度の終了後2ヵ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という）、剰余金処理案または損益金処分案を作成し、少なくとも定期総会当日の1週間前までに監事に提出しなければならない。
2. 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 第18条 監事は前条の書類を審査し定期総会にその意見を報告しなければならない。
- 第19条 理事長は、第17条に掲げる書類を定期総会に提出しなければならない。
- 第20条 本社は毎会計年度終了後、第17条、第18条、第19条の諸手続きを経た上、3ヵ月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を新潟県知事に届け出なければならない。
- 第21条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第 5 章 役 員

- 第22条 本社に下記の役員をおく。
- (1) 理事 30－35名
 - (2) 監事 2名
- 第23条 理事及び監事は社員総会で選任する。
2. 本社の役員を選任するに当たっては、理事は30名を、監事は2名をそれぞれ下回るものがなく、かつ親族等の数は役員総数の3分の1を、他の同一団体の理事等の数は理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれてはならない。なお、監事については他の役員の親族が含まれてはならない。
 3. 本社の開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の管理者は理事に就任し、社員総会の承認を受けるものとする。病院、診療所及び介護老人保健施設の管理者を退任した者は、理事の職を失うものとする。
 4. 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1ヵ月以内に補充しなければならない。
- 第24条 理事会は、理事長 1名、副理事長若干名、専務理事 1名、常務理事若干名を互選する。
2. 本社に名誉理事長、顧問をおくことができる。
 3. 名誉理事長、顧問は理事会で推薦する。
 4. 名誉理事長、顧問は理事会に出席して意見をのべることができる。
- 第25条 理事長のみが本社を代表し、業務を統括する。
2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
 3. 専務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。
 4. 常務理事は、本社の日常業務を処理する。

5. 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は常務会を開き、日常業務を協議する。
第26条 監事は、次の職務を行う。
(1) 本社の業務を監査すること。
(2) 本社の財産の状況を監査すること。
(3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3ヵ月以内に社員総会又は理事に提出すること。
(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを新潟県知事又は社員総会に報告すること。
(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
(6) 本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
2. 監事は、本社の理事又は職員を兼ねてはならない。
第27条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 補充選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
第28条 役員は任期満了後であっても後任の就任するまで、その職務を行うものとする。
役員報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

第6章 会議

- 第29条 会議は理事会及び社員総会とする。
2. 社員総会は定期総会と臨時総会に分ける。
3. 定期総会は、毎年2回3月及び5月に理事長が招集する。
- 第30条 理事会は理事長が招集しその議長となる。
2. 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
3. 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
4. 第32条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5. 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。
6. 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。
- 第31条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。
2. 社員総会の議長は、社員総会において選任する。
3. 社員総数の5分の1以上から、会議の目的と招集の理由を記載した書面を理事長に提出されたとき、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 第32条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。
(1) 定款の変更
(2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む）
(3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
(4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
(5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
(6) 収支予算及び決算の決定
(7) 剰余金又は損失金の処理
(8) 借入金額の最高限度の決定
(9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更
(10) 社員の入社及び除名
(11) 本社の解散
(12) 他の医療法人との合併契約の締結
(13) その他重要な事項
- 第33条 社員総会は総社員の過半数の出席がなければ開くことができない。
2. 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する

- ところによる。
3. 前項の場合において、議長は社員として議決に加わることができない。
- 第34条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。
2. 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。
- 第35条 社員は社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。但し、社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。
2. 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行うことができる。但し、代理人は社員でなければならない。代理人は代理権を証明する書面を議長に差し出さなければならない。
- 第36条 理事会の議事についての細則は理事会で定める。
2. 社員総会の議事についての細則は社員総会で定める。

第 7 章 定 款 の 変 更

- 第37条 この定款は社員総会の議決を経、且つ新潟県知事の認可を得なければ変更することはできない。

第 8 章 解 散 及 び 合 併

- 第38条 本社は、次の事由によって解散する。
- (1) 目的たる業務の成功の不能
 - (2) 社員総会の決議
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 他の医療法人との合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 設立認可の取消し
2. 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。
3. 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、新潟県知事の認可を受けなければならない。
- 第39条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。但し、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。
2. 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、新潟県知事にその旨を届け出なければならない。
3. 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。
- (1) 現務の結了
 - (2) 債権の取立て及び債務の弁済
 - (3) 残余財産の引渡し
- 第40条 本会社が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。
- 第41条 本社は、総社員の同意があるときは、新潟県知事の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

第 9 章 雑 則

- 第42条 本社の公告は官報に掲載して行う。
- 第43条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

昭和28年	8月10日作成	昭和29年	2月5日認可
昭和30年	7月24日改正	昭和30年	9月17日認可
昭和31年	6月24日改正	昭和31年	7月9日認可
昭和32年	5月26日改正	昭和32年	6月17日認可
昭和33年	6月15日改正	昭和33年	8月2日認可
昭和34年	5月31日改正	昭和34年	7月7日認可
昭和35年	6月15日改正	昭和35年	8月5日認可
昭和36年	12月10日改正	昭和37年	1月25日認可

昭和46年	9月30日	改正	昭和46年	11月8日	認可
昭和50年	6月29日	改正	昭和51年	7月12日	認可
昭和51年	6月27日	改正	昭和51年	7月28日	認可
昭和53年	6月3日	改正	昭和54年	8月30日	認可
昭和55年	6月1日	改正	昭和56年	6月26日	認可
昭和57年	5月30日	改正	昭和57年	6月28日	認可
昭和59年	6月10日	改正	昭和59年	8月2日	認可
昭和60年	6月9日	改正	昭和60年	7月15日	認可
昭和61年	5月25日	改正	昭和61年	7月4日	認可
昭和62年	6月7日	改正	昭和62年	7月2日	認可
昭和63年	10月2日	改正	昭和63年	12月23日	認可
平成元年	5月28日	改正	平成元年	6月12日	認可
平成4年	11月14日	改正	平成4年	12月17日	認可
平成5年	5月30日	改正	平成5年	7月13日	認可
平成6年	5月29日	改正	平成6年	6月10日	認可
平成7年	6月11日	改正	平成7年	7月14日	認可
平成9年	6月8日	改正	平成9年	7月8日	認可
平成10年	6月7日	改正	平成10年	8月20日	認可
平成11年	6月6日	改正	平成11年	6月30日	認可
平成11年	6月6日	改正	平成11年	9月20日	認可
平成12年	6月4日	改正	平成12年	6月21日	認可
平成12年	6月4日	改正	平成12年	7月26日	認可
平成13年	6月3日	改正	平成13年	7月23日	認可
平成13年	6月3日	改正	平成13年	8月8日	認可
平成14年	6月2日	改正	平成14年	6月21日	認可
平成15年	6月1日	改正	平成15年	6月10日	認可
平成16年	6月6日	改正	平成16年	7月2日	認可
平成17年	6月5日	改正	平成17年	6月20日	認可
平成18年	5月28日	改正	平成18年	6月16日	認可
平成19年	5月27日	改正	平成19年	7月11日	認可
平成19年	5月27日	改正	平成20年	3月6日	認可
平成20年	5月25日	改正	平成20年	6月11日	認可
平成21年	3月14日	改正	平成21年	3月24日	認可
平成22年	5月30日	改正	平成22年	6月15日	認可
平成22年	5月30日	改正	平成22年	12月20日	認可
平成23年	5月29日	改正	平成23年	6月10日	認可
平成23年	5月29日	改正	平成24年	3月22日	認可
平成24年	5月27日	改正	平成24年	6月5日	認可
平成24年	5月27日	改正	平成24年	9月1日	認可
平成24年	10月26日	改正	平成24年	11月15日	認可
平成24年	12月7日	改正	平成24年	12月21日	認可
平成25年	1月4日	改正	平成25年	1月31日	認可
平成25年	3月29日	改正	平成25年	4月12日	認可
平成25年	5月24日	改正	平成25年	6月26日	認可
平成26年	3月28日	改正	平成26年	4月22日	認可
平成27年	5月29日	改正	平成27年	6月11日	認可